

埼玉県立小児医療センター新生児搬送車運転業務 一般競争入札公告

埼玉県立小児医療センター新生児搬送車運転業務について、下記のとおり一般競争入札を行うので、公告する。なお、本公告に記載のない事項については、地方独立行政法人埼玉県立病院機構一般競争入札執行要綱の規定によるものとする。

令和5年7月3日

地方独立行政法人埼玉県立病院機構
埼玉県立小児医療センター病院長 岡 明

記

1 調達内容

(1) 件名

埼玉県立小児医療センター新生児搬送車運転業務

(2) 調達案件の仕様等

埼玉県立小児医療センター新生児搬送車運転業務。詳細は仕様書による。

(3) 履行期間

令和5年10月 1日から令和8年 9月30日

ただし、契約締結日から令和5年9月30日までの間は業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受注者負担とする。

(4) 履行場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2ほか

(5) 入札方法

本件入札は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構一般競争入札執行要綱に基づき行う。

2 入札に参加できる者の形態

単体企業（事業協同組合を含む）であること。

3 参加資格

(1) 地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第3条第2項各号に該当しない者であること。

(2) 地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第3条第3項の規定により法人の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(3) 令和5・6年度埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」のA級に格付けされ、「その他業務」のうち「車両運行業務」に申請登録している者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱又は地方独立行政法人埼玉県立病院機構入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱又は地方独立行政法人埼玉県立病院機構暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(6) 平成30年4月1日から公告日までの間に、病院において、救急車による救急患者搬送車運転業務を1年以上履行した実績があること。

- (7) 大型自動車運転免許又は中型自動車運転免許取得後2年間以上の運転経験を有し、かつ、健康な者を配置できること。

4 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、下記のとおり資格審査に係る書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限
令和5年 7月12日(水) 午前10時
- (2) 提出方法
郵送(書留郵便に限る)、電子メール、ファクシミリ又は持参にて提出すること。
- (3) 提出書類
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号)
 - イ 業務履行実績に係る申出書(様式第2号別紙1)
 - ウ 運転に従事する予定の者の運転免許証の写(提出時点で有効期間内のもの)
 - エ 運転に従事する予定の者の運転経験を証明する書類(様式第2号別紙2)
- (4) 結果の通知
競争入札参加資格の確認結果は、令和5年7月18日(火)までに、確認申請書に記載のメールアドレスあて電子メールにより通知する。なお、参加資格が「なし」の場合は確認通知書にその理由を付するが、入札参加資格を満たさないとした理由に不服がある場合は、苦情申出書により苦情の申し出ができる。

5 仕様書等に関する質問及び回答

仕様書に対する質問及び回答は、以下のとおり行う。

- (1) 受付期間
令和5年7月14日(金)から令和5年7月20日(木) 午前10時まで
- (2) 提出方法
質問書(様式第1号)を電子メールにより提出すること。
- (3) 提出先
後記15のメールアドレス
- (4) 回答の方法
当法人の本件入札に関するホームページに掲示する。
- (5) 回答の日時
令和5年7月24日(月) 午後5時までに掲示する。

6 入札書の提出

- (1) 仕様書の交付方法
地方独立行政法人埼玉県立病院機構の本件入札に関するホームページからダウンロードすること。
- (2) 入札説明会の有無
無
- (3) 入札書の受付期間
競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年7月31日(月) 午前10時まで
- (4) 入札書の提出方法
 - ア 郵送(簡易書留又は一般書留に限る。)又は持参により提出する。
 - イ 入札書(様式第4号)は、二重封筒に封入しなければならない。入札書を中封筒に入れて密封の上、当該封筒の封皮には氏名(法人の場合はその名称又は商号)を記載し、外封筒の

封皮には「令和5年7月31日開札 埼玉県立小児医療センター新生児搬送車運転業務 入札書在中」と記載しなければならない。

ウ 初度の入札で有効な入札がなかった場合は再度入札を行うので、再度入札に参加する者は初度入札用の入札書及び再度入札用の入札書をそれぞれ封入すること。その際、中封筒の封皮に「初度入札」・「再度入札」の区別を記載すること。再度入札を辞退する場合は、再度入札用の入札書に代わり入札辞退届（様式第6号）を封入すること。

エ 外封筒内に、中封筒又は入札書が1通しか封入されていない場合は、その入札書は初度入札についてのものとみなし、再度入札については辞退したものとみなす。

(5) 入札書の提出場所
後記15の場所

7 入札書の作成要領

入札書は以下のとおり作成すること。

(1) 競争入札参加者等は、入札書に次の各号に掲げる事項を記載して提出しなければならない。

ア 入札書の提出年月日、入札金額、くじ番号

イ 競争入札参加者本人が入札する場合は、その住所及び氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の職・氏名）

(2) 競争入札参加者等は、入札書の記載事項を訂正した場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、首標金額の訂正したものは無効とする。

(3) 競争入札参加者等は、一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。ただし、当法人が修正等を求める場合は、この限りでない。

(4) 競争入札参加者等は、競争入札参加者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額（単価）を入札書に記載すること。

(5) 契約金額は入札金額に消費税及び地方消費税を含めた金額とする。

8 入札保証金

別紙「入札保証金・契約保証金について」のとおり。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札

(2) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

(3) 公告で定められた方法以外の方法で入札書を提出した者がした入札

(4) 談合その他不正行為があったと認められる入札

(5) 虚偽の確認申請書、確認資料又は資格審査資料等を提出した者がした入札

(6) 入札の辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

(7) 入札者の押印がない入札書による入札

(8) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書による入札

(9) 入札金額を訂正した入札書による入札

(10) 押印された印影が明らかでない入札書による入札

(11) 記入すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札

- (1 2) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (1 3) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (1 4) 2 以上の入札書を提出した者がした入札又は 2 以上の者の代理をした者がした入札
- (1 5) 前各号に定めるもののほか、この公告に示す事項に反した者がした入札

1 0 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格より低い価格で入札した者は再度の入札に参加できない。

1 1 開札日時

開札は令和 5 年 7 月 3 1 日（月）午後 3 時から行うものとし、入札に参加する者の数が 1 者であっても入札は執行する。

開札への立ち会いは不要とする。ただし、入札参加資格が認められ、かつ期日までに入札書を提出した者は、本入札公告 6 に示す入札書提出期日までに書面で希望することにより、開札に立ち会うことができる。

1 2 落札者の決定等

- (1) 落札決定に当たっては、予定価格に 1 1 0 分の 1 0 0 を乗じて得た価格の合計額の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者とする。

ただし、落札とすべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

なお、入札書にくじ番号の記載がない場合は、「9 9 9」を用いるものとする。

- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うものとする。

ア 初度の入札において落札者がいない場合は、入札条件を変更しないで、再度入札に付する。再度入札は 1 回とする。

イ 再度の入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。

1 3 契約保証金

別紙「入札保証金・契約保証金について」のとおり。

1 4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 天災が原因等で入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札を延期する。入札・開札を延期する場合は、電話、ファクシミリ等により、必要な事項を連絡する。

- (3) 入札した者は、入札終了後において、仕様書及び契約書(案)等について、不明を理由として異議を申し立てることができない。

- (4) 競争入札参加者が、本調達に関して要した経費は、すべて当該競争入札参加者が負担するものとする。

1 5 問い合わせ

〒330-8777 さいたま市中央区新都心1番地 2

埼玉県立小児医療センター 事務局 管財担当 中根

電話 0 4 8 - 6 0 1 - 2 2 8 0

e-mail sc.kanzai@saitama-pho.jp